

表の見方

【一関地域】

整理番号	施設名※1	電話番号※2	住所※3	避難場所※4			避難所※5		備考※6	指定避難所または地域避難所の対象地区※7
				避難場所として対象とする災害			指定避難所	地域避難所		
				水害	土砂災害	地震				
1	一関文化センター	32-4333	大手町2-16	△ ×1・2階	△ ×屋外	○	△ ×水害		水害時は避難所として使用不可 水害時の避難場所は建物3階以上 土砂災害のおそれがある場合の避難場所は建物内のみ 地震時の避難場所は建物のほか敷地を含む	一関1区、一関2区、一関3区、一関4区、一関5区、銀座、大町、一関18区、一関19区
2	なのはなプラザ	21-0818	大町4-29	-	-	-	一関文化センターと連携する地域避難所	○ 2・3階	帰宅困難者用避難施設（2階及び3階） 避難場所としては開設しない	帰宅困難者（対象地区なし）
3	一関第一高等学校	23-4311	磐井町9-1	△ ×校舎1・2階	△ ×校舎・屋外	○		△ 体育館 ×水害	水害時は避難所として使用不可 水害時の避難場所は校舎3階以上 土砂災害のおそれがある場合の避難場所は体育館のみ 地震時の避難場所は体育館及びグラウンド	銀座、大町、一関12区、一関13区、一関14区、一関15区、一関18区、一関19区
4	一関学院高等学校	23-4240	八幡町5-24	△ ×校舎1・2階	△ ×校舎・屋外	○		△ 体育館 ×水害	水害時は避難所として使用不可 水害時の避難場所は校舎3階及び屋上 土砂災害のおそれがある場合の避難場所は体育館のみ 地震時の避難場所は体育館及びグラウンド	一関1区、一関5区、一関8区、一関9区、一関20区、高崎、釣山
5	願成寺	23-4903	釣山28	○	○	○		○	避難場所は建物のほか敷地を含む	一関6区、一関7区、一関8区、銀座、大町
6	祥雲寺	23-2789	宇台町48-2	○	○	○		○	避難場所は建物のほか敷地を含む	一関6区、一関7区、一関8区、高崎、台東
7	関が丘市民センター	21-2150	関が丘16	○	○	○		○	避難場所は建物のほか敷地を含む	一関20区、関が丘1区、関が丘2区、関が丘3区、関が丘4区、関が丘5区、関が丘6区
8	南小学校	23-3218	南町3-3	○	○	○		○ 体育館	避難所は体育館のみ 避難場所は体育館及びグラウンド	一関6区、一関7区、一関8区、一関9区、銀座、大町、一関12区、一関15区、一関16東区、一関16中区、一関16西区、一関18区、一関19区、一関20区、台東、真滝15区

- ※1 施設又は場所の名称です。
- ※2 施設などの連絡先です。
- ※3 施設又は場所（屋外の敷地などを含みます。）の住所です。
- ※4 避難場所：命を守るために緊急に避難する場所です。災害の種別ごと（水害・土砂災害・地震）に避難可能な施設かどうかを示しています。
- ※5 指定避難所又は地域避難所のどちらかを表します。家に帰れない人などが避難生活を送る施設です。
 指定避難所：市職員を配置し、指定避難所ごとに連携する地域避難所を定めて、地域避難所とのグループで連携（支援物資の配分、情報の共有など）を行います。
 指定避難所の運営については、市職員、施設管理者、自主防災組織等の住民組織が協力して行うこととなります。
 地域避難所：指定避難所と連携する避難所で、市職員は配置しませんが、指定避難所に配置した市職員による巡回を行います。
 地域避難所の運営については、施設管理者と自主防災組織等の住民組織が協力して行うこととなります。

- ※6 施設又は場所により、安全に避難できる場所又は危険であるところなどを示しています。
- ※7 どこへ避難すればよいかを示すため、行政区又は字ごとに記載しています。
 （注意）自宅からの避難の際の目安とするものですので、必ずその施設に避難しなければならないとするものではありません。
 お出かけの際などは最寄りの開設した避難場所等へ避難してください。